

経営當管理権集積計画

この計画に同意する。

卷之三

権利の證券を受ける町村(乙)

上圖 (同上)

五

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、(3) (B) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、(3) (C) 欄の「面積」は林地台帳に示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が譲り受けた場合は、(3) (D) 欄の「面積」は林地台帳に示す図面を添付することとする。

(4) 稲の種類及び種子の貯蔵方法

(5) (B) 標は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載するふうにすること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるとこころにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定めないと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次にいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合は、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - イ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ウ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、（1）に掲げる事項を実施することができない。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される施設の利用等
- (7) 森林への入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行ふものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知
- 当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されたときには経営管理実施権者）甲に對して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に關する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金を復旧の用に供するものとする。
- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に關する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委託するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
 - ① 揭げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、その実施が不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
 - ② 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ③ 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ④ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失がある場合、甲が死後した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。）。ただし、主伐後に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようするものとし、下刈り、除伐等を実施するものとする。	
大館市花岡町 字長森	36-1	9	3	○主伐後の植栽については、経営管理実施権者が地拠え後、スキを3,000本/haの密度で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、経営管理実施権者がその設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、経営管理実施権者が年2回以上定期的な鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。	
				○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	
				○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年2回以上の定期的な巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
				○左記の森林に天然林が含まれる場合は、周辺森林の施業に必要な作業道の開設時に施業を行いうるものとする。	
経営管理実施権が設定される場合					
所在	地番	林班	小班	(左記の経営管理実施権が設定される対象森林において、市町村森林経営管理事業での実施となつた場合を含む)	
				○乙は、存続期間中に間伐を2回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	
				○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年2回以上の定期的な森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
経営管理実施権が設定されない場合					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合における支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在 大館市花岡町 字長森	地番 36-1	林班 9	小班 3	(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) <ul style="list-style-type: none"> ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後後の植栽（鳥獣害対策施設）を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 (木材の販売収益の算定方法) <ul style="list-style-type: none"> ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (伐採等に要する経費の算定方法) <ul style="list-style-type: none"> ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費等の設備・維持管理の実施権者が経営管理実施権者に提示し、経営管理実施権者が定める森林環境保全整備事業における標準単価を計画に添付された額とする。 ○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権が経営管理実施権に添付された見積額とする。 (留意事項) <ul style="list-style-type: none"> ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費が負担する期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持出しがなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行なうためには、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 (左記の経営管理実施権が設定された対象森林において、市町村森林経営管理事業での実施となった場合) <ul style="list-style-type: none"> ○経営管理権にして経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理権が甲から乙に移る場合、経営管理権の実施権が乙に移る。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行なう場合は、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 (留意事項) <ul style="list-style-type: none"> ○乙が経営管理を行なうために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
経営管理実施権が設定される場合				
所在 大館市花岡町 字長森	地番 36-1	林班 9	小班 3	経営管理実施権が設定されない場合

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>
○経営管理実施権者から甲に対する木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）
の支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先)
[REDACTED]

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>
○間伐の結果生じた木材の販売による収益の額から、間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費控除してもなお収益がある場合の支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
○上記以外の場合は、乙から甲に対して金額の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先)
[REDACTED]